# 山田みやこの活動報告

**平成30年9月15日(土)**

## 子どもの権利条約フォーラム2018inとちぎ
## プレフォーラムin宇都宮

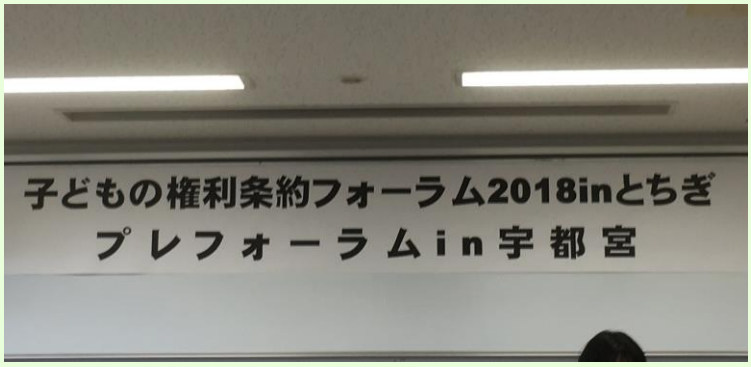


**早稲田大学名誉教授 増山均の講演**

子どもの権利条約って？

11月3・4日に「第26回子どもの権利条約フォーラム2018inとちぎ」が開催される。

それに先立ち宇都宮にてプレフォーラムを開催。

子どもの権利は日々の暮らしの中のどこにでもあるはずだが、大人がその視点にないことが多い。たとえば子どもの声や想いを聴くことの大切さや赤ちゃんの声を聞き分けることなど。1951年に日本社会が持っている誇りとしての「児童憲章」

これは母子手帳の裏表紙に明示されている子どもの権利が確認されたもの。

1989年11月子どもの権利条約が国連で採択されている。子どもは未熟で不充分、学びの途上というように権利を制限してきたが、一人の市民として主体的な存在である。ここが重要なところ。

だから子どもの権利条約を知り・広め・使うことで実行性のあるものにしなければならない。

第31条に子どもの休息・余暇・気晴らしについて明記されている。のんびりしていい、ゆっくりしていいという意味。「あそびは子どもの主食です」この言葉に感動です。

ただ学校教育基本法(2006年改正)には、子どもの権利条約の内容が書き込まれていない。学校教育の世界に「子どもの権利」の風と空気を届けようというメッセージを発信。

《子どもは時にはゆっくりしていい、のんびりしていい。失敗したり、つまづいたってやり直せばいい》

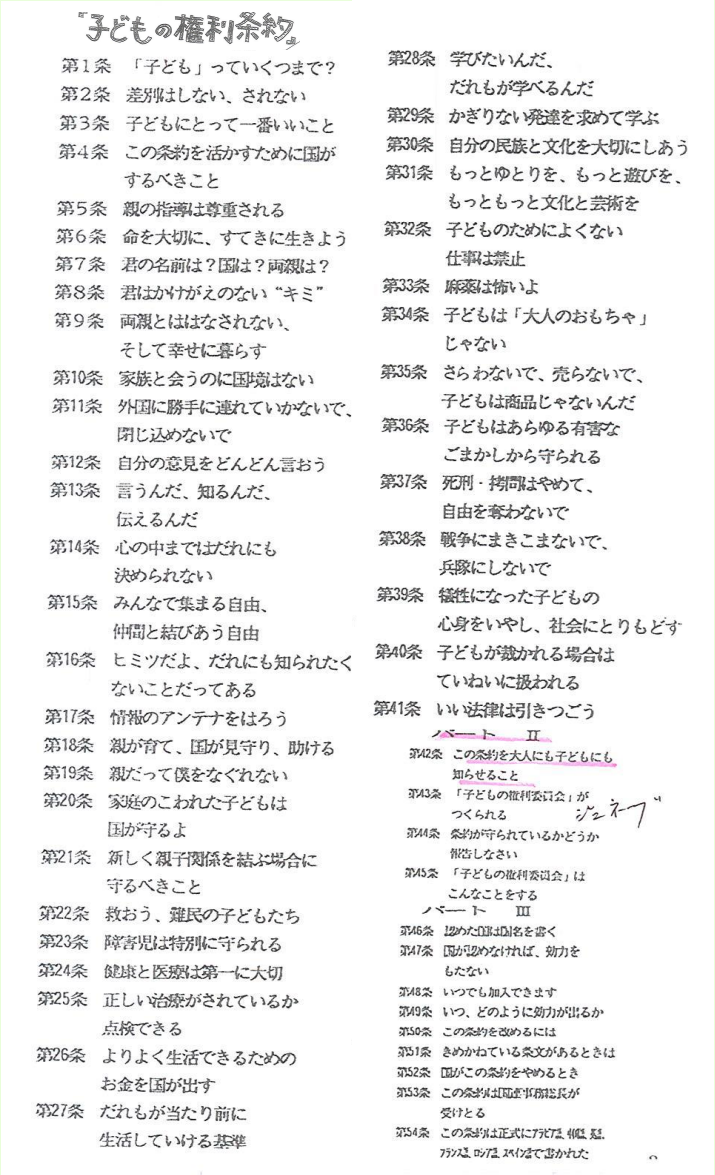

『子どもの権利条約』

第1条　「子ども」っていくつまで？
第2条　差別はしない、されない
第3条　子どもにとって一番いいこと
第4条　この条約を活かすために国がするべきこと
第5条　親の指導は尊重される
第6条　命を大切に、すてきに生きよう
第7条　君の名前は？国は？両親は？
第8条　君はかけがえのない“キミ”
第9条　両親とははなされない、そして幸せに暮らす
第10条　家族と会うのに国境はない
第11条　外国に勝手に連れていかないで、閉じ込めないで
第12条　自分の意見をどんどん言おう
第13条　言うんだ、知るんだ、伝えるんだ
第14条　心の中まではだれにも決められない
第15条　みんなで集まる自由、仲間と結びあう自由
第16条　ヒミツだよ、だれにも知られたくないことだってある
第17条　情報のアンテナをはろう
第18条　親が育て、国が見守り、助ける
第19条　親だって僕をなぐれない
第20条　家庭のこわれた子どもは国が守るよ
第21条　新しく親子関係を結ぶ場合に守るべきこと
第22条　救おう、難民の子どもたち
第23条　障害児は特別に守られる
第24条　健康と医療は第一に大切
第25条　正しい治療がされているか点検できる
第26条　よりよく生活できるためのお金を国が出す
第27条　だれもが当たり前に生活していける基準
第28条　学びたいんだ、だれもが学べるんだ
第29条　かぎりない発達を求めて学ぶ
第30条　自分の民族と文化を大切にしあう
第31条　もっとゆとりを、もっと遊びを、もっともっと文化と芸術を
第32条　子どものためによくない仕事は禁止
第33条　麻薬は怖いよ
第34条　子どもは「大人のおもちゃ」じゃない
第35条　さらわないで、売らないで、子どもは商品じゃないんだ
第36条　子どもはあらゆる有害なごまかしから守られる
第37条　死刑・拷問はやめて、自由を奪わないで
第38条　戦争にまきこまないで、兵隊にしないで
第39条　犠牲になった子どもの心身をいやし、社会にとりもどす
第40条　子どもが裁かれる場合はていねいに扱われる
第41条　いい法律は引きつごう

パート　II
第42条　この条約を大人にも子どもにも知らせること
第43条　「子どもの権利委員会」がつくられる　ジュネーブ
第44条　条約が守られているかどうか報告しなさい
第45条　「子どもの権利委員会」はこんなことをする

パート　III
第46条　認めた国は国名を書く
第47条　国が認めなければ、効力をもたない
第48条　いつでも加入できます
第49条　いつ、どのように効力が出るか
第50条　この条約を改めるには
第51条　きめかねている条文があるときは
第52条　国がこの条約をやめるとき
第53条　この条約は国連事務総長が受けとる
第54条　この条約は正式にアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語で書かれた

# 子どもの権利条約ってなあに？

## 子どもの権利条約ネットワーク（NCRC）

**喜多明人**
子どもの権利条約ネットワーク代表

「友達が気になって疲れるな」「なにが自分から動くのは面倒」「でも、このままじゃいけない・・」なんて思っている人はいませんか。子どもの権利条約は、そんな君に、周りを気にせずに自分らしく生きていこうよ、と呼びかけています。ちょっと視点を変えて世の中をみると、けっこう君の出番が待っているよ。

**甲斐田万智子**
NPO法人
国際子ども権利センター代表理事

日本が批准して20年がたつようですが、まだ国内でも知らない人のほうが多いようです。早く国民全体に条約の存在・内容が浸透して欲しいと思います。
（高校2年生・男子）

多くの国の子どもたちが、「自分は貧しい家庭に生まれたから働くのは当然で、学べなくても仕方がない」と諦めています。そんなとき私たちにできる国際協力は、「君にも学ぶ権利があって、それを主張していいんだよ」と伝えることだと思います。そして、すべての子どもに権利を保障する条約があり、その国の政府が守ると約束をしたという事実が、そうした子どもたちが諦めずに、権利を主張していくための強力な後ろ盾となります。

まだ、知らない人は多いと思いますが、子どもの人権を保障する大切なものと。（高校2年生・男子）

**西野博之**
NPO法人フリースペースたまりば理事長

当たり前なこと（17歳・女子）

学校や家庭で、ストレスをためてあくまで子どもたちと、どこにも居場所が見つけられず、自尊感情の低い子どもたちを抱きにたくさん出会ってきた。ゆっくりと休息できる時間と空間が欲しい。やってみたいことに挑戦し、安心して失敗できる環境を手に入れたい。いつ、どこで、どのような方法で学ぶか、もっともっと多様な選択肢が広がって、子どもたちがその情報を手に入れやすい環境を整えたい。そして、権利条約の理念を活かし、「生きている、ただそれだけで祝福される」そんな社会をみんなでつくっていきたいと思う。

名前を聞いただけでは固いイメージでわかりづらかったですが、簡単に説明して貰えるとても大切なことだなということがわかりました。（高校1年生・女子）

**明橋大二**
「子育てハッピーアドバイス」著者
真生会富山病院心療内科部長

子どもの心の成長にとって一番の土台は、自己肯定感（自分は大切な存在だと思える感）です。しつけや勉強が身につくのも、この土台があってこそです。そしてこの自己肯定感を育てるにはどうすればいいか、そのために世界の英知を集めて作られたのが、子どもの権利条約です。これからの日本の子どもたちが幸せに育つため、すべての親と子どもに関わる人にこの条約のことを知ってほしいと願います。

生きていくうえで大切なこと（16歳）

**坪井節子**
弁護士
社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事長

子どもの権利条約は、子どもの非行を人権侵害を受けた子どものSOSと理解しています。子どもをひとりぼっちにしてはいけない、一緒に考え、寄り添う大人が必要です。非行に陥った少年が、あらためて人間として大切にされ、尊厳を回復し、社会の重要なパートナーとして生きていくために、身体を拘束され、審判を受けるすべての子どもが、弁護士付添人を選任できる制度や、鑑別所や少年院から帰る家のない子どものシェルター・グループホームづくりを進めましょう。

**天野秀昭**
NPO法人日本冒険遊び場づくり協会副代表

「呼吸」「摂食」「睡眠」「排泄」。これらは、生を支えるためのうちのものに備えられ、この世に生を受けた瞬間から始められる。誰に教えられることもなく自ら始める行為は、それだけ生と直結しているといえる。そのいのちが次に自ら始める行為、それが「遊び」である。思い切り遊ぶことで、子どもは見る見る元気を取り戻していく。子どもの「生きる力」は、遊び尽くすことから危うさを増してきたことに早く気付かねばならない。

子どもの権利条約は、世界中の子ども達みんなに平等にあり、当たり前のことだけど、守られていないことも多くあり無くてはならない大切なこと。（15歳・男子）

### 子どもの権利条約にまつわるうごき

- 1924年 世界中の子どもの権利を認めようと国際連盟「子どもの権利宣言（ジュネーブ宣言）」採択
- 1942年 ポーランドのコルチャック先生が、ユダヤ人孤児とともにトレブリンカ収容所に収容
- 1945年 多くのデどもたちが被害にあった第2次世界大戦終了
- 1946年 「日本国憲法」公布
- 1948年 世界中の人々の権利を認めようと国際連合（国連）「世界人権宣言」採択
- 1951年 子どもの幸福をはかるため日本政府「児童憲章」制定
- 1959年 国連「子どもの権利宣言」（10項目）採択
- 1966年 国連「国際人権規約」採択（人権宣言を条文化）
- 1978年 ポーランド政府が国連人権委員会に「子どもの権利条約」草案を提出
- 1979年 「国際児童年」告知的意識はじまる
- 1989年 国連「子どもの権利条約」採択
  （「子どもの権利宣言」採択30周年記念日11月20日）
- 1990年 「子どものための世界サミット」開催
  子どもの権利への関心ひろめた
- 1994年 日本政府「子どもの権利条約」批准（158番目）
- 2000年 国連「子どもの売買、子どもの売買春および子どものポルノに関する選択議定書」「武力紛争における子どもに関する選択議定書」採択
- 2011年 国連子どもの権利委員会に通報できる「通報手続きを設けるための子どもの権利に関する選択議定書」採択

## 今、子どもをとりまく

世界では…
地球上で生きている人の総数
およそ**69億3400万人**
18歳未満の子どもの総数
およそ**22億0700万人**

世界では…
働かされている5歳～14歳の子どものわりあい
後発開発途上国では**23%**
その男女差は
男子は24%　女子は22%

世界では…
5歳未満の子どもの総数
およそ**6億3800万人**
5歳の誕生日をむかえることができなかった子どもの総数
およそ**691万人**

世界では…
HIVエイズとともに生きている0歳～14歳のこどもの推定総数
**340万人**
エイズにより孤児となった0歳～17歳のこどもの総数
**1730万人**

日本では…
児童相談所が対応した児童虐待相談の対応件数
**5万9,919件**（2011（平成23）年度）
2007年度に比べ**19,280件増加**
出典：平成25年版　厚生労働白書（厚生労働省）

日本では…
全国の不登校の小学生・中学生
**11万7,458人**（2011（平成23）年度）
不登校児童生徒の割合は**1.12%**（前年度1.13%）
出典：平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

世界では…
小学校に通えるこどものわりあい
**91%**
その男女差
男子は92%　女子は90%
出典：ユニセフ発行「世界子供白書2013」

日本では…
子どもの貧困率
**15.7%**（2009年（平成21）年度）
（平成16年のこどもの貧困率は13.7%）
そのうち、
子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は**14.6%**
ひとり親世帯の相対的貧困率は**50.8%**
両親がそろった世帯の相対的貧困率は**12.7%**
※相対的貧困率は16.0%
出典：平成24年版　子ども・子育て白書（内閣府）

日本では…
小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数
**202人**（2011（平成23）年度）
前年度より**46人増加**
出典：平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

日本では…
小・中・高・特別支援学校における、いじめの認知件数
**7万231件**（2011（平成23）年度）
前年度に比べて**7,399件減**
出典：平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

### おとなのみなさんへ

人は、自分の思いや気持ち、考え、意見を言うことで、自分の中にある自分自身を発見していきます。
子どももみんな自分の意見を持っています。耳を傾けてくれるおとながいれば自分の考えをその年齢ならにまとめます。思いや気持ちを聞いてもらうことによって、子どもは自分が認められているようにと感じます。自分の考えが通ることを知れば、通らない事もある。沢山の人と意見を交わすなかで自分の中に核を作っていくのです。少しずつ、少しずつ、自分を発見しながら自身の中に核を作り、成長していくのです。
「子どもはだまっていなさいと言われたいのを心でっとこらえて、子どもの話しに耳を傾けて下さい。

### 子どもの権利条約ネットワーク（NCRC）とは

子どもの権利条約ネットワーク（NCRC）は、「子どもとおとなは今と未来を創るパートナー」という考えにたち、子どもの自由な意見表明・社会参画が尊重される社会を目指して、「子どもとおとな」「地域、NGO/NPO」「子ども施設・自治体・国」の3つのネットワークし、「学習・意見交換」「条約の実施と検証」「情報ネットワーク」の3つの機能を果たします。
具体的には、子ども参加型の5月イベントをはじめ、条約を学ぶ基礎講座、ファシリテーター養成講座などを実施するほか、1993年から子どもの権利条約フォーラムを呼びかけ、毎年11月に全国で開催、ニュースレターの発行（年4回）、ジュネーブでの子どもの権利委員会審査の傍聴、講師派遣・紹介など様々な活動を展開中です。

設立　1991年11月17日
代表　喜多明人（早稲田大学文学学術院教授）

**子どもの権利条約ネットワーク**
Network for the Convention on the Rights of the Child
〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1
TEL & FAX 03-3724-5650（12～17時）
URL http://www.ncrc.jp/　E-Mail info@ncrc.jp


### NCRCの活動を応援してください

**● 入会およびカンパお願いします**
条約や子どもをめぐる課題に関心のある方であればどなたでも入会できます。子どもをはじめとする皆さんの入会をお待ちしています。また、「子ども参加支援のための寄付」（応援強化のための寄付）など、使途を指定したカンパも、随時募集しています。

会員特典　ニュースレター（年4回）の定期送付
主催イベント参加費割引（子ども・学生会員無料）
出版物の割引
年会費　一般会員 5,000円　学生会員 3,000円
子ども会員 1,000円　特別維持会員 1万円
振込先　郵便振替
口座番号　00180-2-750150
加入者名　子どもの権利条約ネットワーク
ゆうちょ銀行
支店名　〇一八店（ゼロイチキュウ店）
口座番号　当座　0750150
受取人名　子どもの権利条約ネットワーク

**● ボランティア募集中**
NCRCの活動を手伝ってくださるボランティアを募集しています

**● 講師およびファシリテーター紹介・派遣受付中**
NCRCは条約の精神を広めるため、講師およびファシリテーターを紹介・派遣しています。小学生・中高生・大学生・行政関係者・NPO関係者など、それぞれの対象や地域の実情に応えています。くわしくは過去のワークショップなどの参加型企画におけるファシリテーターとしての要望が増え、好評を博しています。


発行　2010年11月20日（「News Letter 子どもの権利条約」100号記念）
改訂　2011年3月7日、2013年11月1日（30,000部発行）
デザイン　タカミミトコ（amonita）


## 子どもの権利条約の4つの柱

### 子どもの権利条約ってなに？

1989年11月20日、国際連合が子どもの権利条約をつくりました。これは、まだ18歳にないっていないすべての子どもの権利をまもるために、世界中の国や地域のおとなたちが集まって知恵をだし、「子どもにとって一番いいことをしよう！」という約束を交わしたものです。

日本では、1994年5月22日にこの条約が法律と同じように扱われるようになりました。

### まず、知ることから。

権利が守られているときは、あまり気にならないかもしれない。けれど、あなたの権利が大切にされないと、なんだか嫌な気持ちになったり、どうでもうくなることがあるよ。でも、権利が何かということを知ならば、どうして嫌な気持ちになったりいらくなったりするのかわかりやすくなりしてうしたらいいかもわからないかもしれない。だからこそ子ども自身がどんな権利があるのかを知ることってとても大切。それから、お互いの権利を大切にするためにも、あなたに、そしてみんなにもある「権利」っていったいなんなのかを知ることが、大切だね。

### 権利ってどういうこと？

「権利」というのは、「誰でも、誰にも邪魔されずに、○○ができる」、「誰でも、誰かに○○してもらえる」、「誰でも、○○でいられる」ということです。「じゃ、なんでも好きなように振舞っていいの？」と思うかもしれないね。そう考える前に、ちょっと待って。権利は、あなたひとりだけじゃなくて、あなたの友達にも、さっきだいにもあるよ。

### 子どもにとって一番いいことって？

子どもにとって一番いいことって誰が決めるのか？そう、これっていったい誰？なぜかというと、おとながよかれとおもって考えてくれたことが、案外子どもにフィットしていないことってあるんだよね。そこで、子どもの権利条約では、国やおとなが、子どもにとって一番いいことを決めるときには、必ず子ども自身の考えや気持ちを聞くことが定められているよ。子どもには、意見を聞いてもらえて、その意見を尊重してもらえる権利がある。でもおとなだっていつもそどもの意見に応えられないかもしれない。もしなどきは、聞き入れられない理由をきちんと説明してもらえるよ。

### 意見がうまくいえないんだけど…

意見がうまくいえなくても大丈夫。国連子どもの権利委員会ってところがあるんだけど、この委員会では「意見」と同じように「気持ち」も尊重されるように、って言っているさうらしいおとながすどもの意見を聞くスキルを身につけようとも言っているよ。でも、おとながみんなこの条約の内容を知っているわけではないから、意見を聞いてほしいおとながいたら、このパンフレットを見せてあげたらどうかな。おとなと一緒に、権利について学ぶのもいいアイディアかもしれないね。

### 生きる権利 生存

第6条、第24条、第25条、第26条、第27条

- 命をいせつにされること
- 防げる病気などでいのちを うばわれないこと
- 病気やけがをしたら治療を受けられること
- 人間らしく生きていくための生活水準が守られること

など

### 育つ権利 発達

第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第18条、第21条、第28条、第29条、第31条

- 自分の名前や国籍をもち、親や家族と一緒に生活することができること
- 教育を受け、休んだり遊んだりできること
- 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること

など

### 守られる権利 保護

第19条、第20条、第22条、第23条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条

- あらゆる種類の虐待や放任、搾取、有害労働などから守られること
- 障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られること
- 戦争から守られ、犠牲になった子どもの心や身体が守られること

など

### 参加する権利 参加

第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第31条

- 自由に意見を表したり、集まってグループをつくったり、自由な活動を行ったりできること
- プライバシーや名誉がきちんと守られること
- 成長に必要となる情報が提供され、子どもにとってよくない情報から守られること

など

### なぜ、子どもの権利条約が必要なの？

ちょっと難しいことを言うよ。「子どもは権利の主体である」同時に、まちがいなく子どもたちが育っていく存在でもある」ということなんだよ。赤ちゃんは権利主体なんだけど、ママにとっておっぱいをもらったり、パパにおむつをかえてもらったりしながら大きくなるでしょ？このとき、パパやママがお世話をしないと赤ちゃんは元気がなくなって病気になってしまうかもしれない。しっかりとそ、まちがいなくだけどね。なぜ支えがそうかというと、子どもの育ちが変わってきてしまうんだね。赤ちゃんだけでなく小学生、中学生も同じ。

「だからこそ、子どものまわりのおとなが「子どもにとって一番いいことをしよう！」ってみんなで手をつなぐことが大事なんだけど、そのために約束事がそどもの権利条約なんだね。

### 批准して何が変わった？

日本がそどもの権利条約の仲間入りをしてから15年が経ちましたね。それってどんな変化があったのでしょうか。

「もすてくさんの地域自治体に「子どもの権利条例」という、その地域の人たちのための法律ができました。そして、いま作ろうとしているところも沢山あります。また、子どもの権利条約の考え方を取り入れた政府の子どもや若者についての考え「子ども若者ビジョン」が発表されました。

でもまだ教科書は、教科で権利条約を十分に活かしていません。みんなが疑問に感じたとき、困ったとき、何かいやだなと思ったとき、どうしたらいいかわからなくなったとき、それは、子どもの権利に関係しているかもしれません。だから、「これって、権利？」と思ったらぜひそどもの権利について調べてみて！

### 子どもにはどんな権利があるの？

子どもの権利条約は全部で54条。このなかには、子どもの権利とその権利を守るために国やおとながしなければならないことが定められている。子どもが人種、皮膚の色、性などで差別をされないことを定めた第2条。子どもにとって一番いいことをしようという第3条。生命への権利、生存・発達について定めた第6条。そして子どもには意見を聴かれる権利があるという第12条。この4つは「一般原則」といって、ほかの権利を支えるいちばんとても大切にしなければいけないとされています。

このほかにも、児童虐待に関係する第19条。日本の子どもの7人に1人が貧困ということに関係があるのは第26条。第27条。そして子どもにとっての遊びの大切さを定めたのは第31条だね。みんなが疑問に感じたとき、困ったとき、何かいやだなと思ったとき、どうしたらいいかわからなくなったとき、それは、子どもの権利に関係しているかもしれません。だから、「これって、権利？」と思ったらぜひそどもの権利について調べてみて！

### 子どもの権利キーワード

**● 自尊感情（自己肯定感）**
「自分のことが好き」。「自分が周りから大切な存在だと思われている」。「人から必要とされている」などと自分のことを肯定的に捉えられる感情のこと。「セルフエスティーム」ともいいます。近年、この感情を抑えて、自分のことを話せなかったり、楽しく夢中になれることが無かったりする子どもたちが多く見られます。

**● 条約・採択・批准・締約国**
国どうしが結ぶ約束ごとを「条約」と言い、そうした約束ごとを国際連合として決めることを「採択」と言います。また、条約の仲間入りをすることを「批准」と言い、批准した国を「締約国」と言います。
子どもの権利条約は締約国に対して、国籍に関係なくその国で生活している子どもの権利を守ること、権利があると伝えることを義務付けています。国は、子どもの権利が守られるためにどのようなことをしてきたのかを、5年に1回、スイスのジュネーブで開かれる「国連子どもの権利委員会」に報告しなければなりません。

**● エンパワーメント**
人間は、社会の中で生きています。子どもは、家庭、学校、地域、クラブなどに入って、生活を送っています。その中で、子どもが本来、持っているように、自分らしさ、人との関係の中で引き出して、ありのままの自分を受け入れられていることを「エンパワーメントされている」といい、それを支えていくのが子どもの権利なのです。

**● 「子どもと」「児童」**
「子どもの権利条約」は、英語では"Convention on the Rights of the Child"といいます。条約に日本が入るときに、この"Child"を「こども」と訳すか「児童」と訳すかで、考えられました。公式には「児童の権利に関する条約」と訳されていますが、「子どもと」と表記とも認められています。

### 子どもの権利条約より（国際教育法研究会訳）

※全文はNCRCのウェブサイトをご覧下さい

**第1条（子どもの定義）**
この条約の適用上、子どもとは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、子どもに適用される法律の下で より早く成年に達する場合は、この限りでない。

**第2条（差別の禁止）**
1. 締約国は、その管轄内にあるすべての子どもに対して、子ども、または親もしくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、民族的もしくは社会的出身、財産、障害、出生または その他の地位　にかかわらず、いかなる種類の差別もしないこと、この条約に謳ける権利を尊重しかつ確保する。
2. 締約国は、子どもが、親、法定保護者または家族構成員の地位、活動、表明した意見または信条を根拠とする あらゆる形態の差別 または処罰からも保護されることを確保するために あらゆる適当な措置をとる。

**第3条（子どもの最善の利益）**
1. 子どもにかかわるすべての活動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関または立法機関によってなされたかどうかにかかわらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される。
2. 締約国は、親、法定保護者または子どもに法的な責任を負う他の者の権利および義務を考慮しつつ、子どもに対して その福祉に必要な保護および ケアを確保することを約束し、この目的のために、あらゆる適当な立法上および行政上の措置をとる。
3. 締約国は、子どものケアまたは保護に責任を負う機関、サービスおよび施設が、とくに安全および健康の領域、職員の数および適格性、ならびに職員の適正な監督について、権限ある機関により設定された基準に従うことを確保する。

**第6条（生命への権利、生存・発達の確保）**
1. 締約国は、すべての子どもが生命への固有の権利を有することを認める。
2. 締約国は、子どもの生存および発達を可能なかぎり最大限に確保する。

**第12条（子どもの意見の尊重）**
1. 締約国は、自己の見解を まとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。
2. この目的のため、子どもはとくに、国内法の手続規則と一致する方法で、自己に影響を与えるいかなる司法的および行政的手続においても、直接にまたは代理人もしくは適当な団体を通 して聴聞される機会を与えられる。

**第19条（親による虐待・放任・搾取からの保護）**
1. 締約国は、（両）親、法定保護者または子どもの養育をする他の者によって子どもの養育中に、あらゆる形態の身体的または精神的な暴力、侵害または虐待、放任または怠慢な取扱い、搾取の虐待を受けないように、また、子どもの保護のために あらゆる適当な立法上、行政上、社会上および教育上の措置をとる。
2. 当該保護措置は、適当な場合には、子どもおよび子どもを養育する者に必要な援助を与える社会計画の確立、およびその他の形態の予防のための効果 的な予防、ならびに上記の子どもの不当な取扱いについての実例の認定、報告、照会、調査、処理および追跡調査のため、および適当な場合には、司法的関与のための効果 的な手続を含む。

**第26条（社会保障への権利）**
1. 締約国は、すべての子どもに対して社会保障を含む社会保障を享受する権利を認め、かつ、国内法に従いこの権利の完全な実現を達成するために必要な措置をとる。
2. 当該給付については、適当な場合には、子どもおよびその扶養に責任を有している者の資力および状況を考慮し、かつ、子どもにかってまたは子どもに代わってなされた 給付の申請に関する他のすべてを考慮しつつ行う。

**第27条（生活水準への権利）**
1. 締約国は、身体的、心理的、精神的、道徳的および社会的発達のために十分な生活水準に対するすべての子どもの権利を認める。
2. （両）親または子どもに責任を負う他の者は、その能力および資力の範囲で、子どもの発達に必要な生活条件を確保する第一次的な責任を負う。
3. 締約国は、国内条件に従いかつ財源内において、この権利の実施のために、親および子どもに責任を負う他の者を援助するための適当な措置をとり、ならびに、必要な場合にはとくに栄養、衣服および住居に関して 物的援助を行い、かつ援助計画を立てる。
（第4部略）

**第31条（休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加）**
1. 締約国は、子どもが、休息しかつ余暇をもつ権利、その年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーション的活動を行う権利、ならびに文化的生活および芸術に自由に参加する権利を認める。
2. 締約国は、子どもの文化的および芸術的生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進し、ならびに、文化的、芸術的、レクリエーション的および余暇的活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

### もっと詳しく知りたい人のために

**子どもの権利条約の基本**
- 「逐条解説子どもの権利条約」喜多明人、森田明第、広沢明、荒牧重人編著（日本評論社、2010年）
- 「子どもの権利条約ガイドブック」子どもの権利条約総合研究所編（日本評論社、2011年）
- 「子どもの居場所ハンドブック」子どもの権利条約総合研究所（日本評論社、2013年）
- 「子どもの権利―アジアと日本」子どもの人権双書編集委員会企画　荒牧重人編著（三省堂、2013年）
- 「NCRC設立20周年記念誌　NCRC活動から見た子どもの権利の20年 ―なにが変わったのか―」子どもの権利条約ネットワーク（2012年）

**子どもと読むべきこどもの権利条約**
- 「活かそう！子どもの権利条約」喜多明人（ポプラ社、1997年）
- 「わたしの人権 みんなの人権」全6巻（ポプラ社、2004年）
- 「子どもによる子どものための「子どもの権利条約」」小口尚子、福岡 勉美（小学館、1995年）

**インターネットで調べる**
- 「子どもの権利条約ネットワーク(NCRC)」http://www.ncrc.jp
- 「外務省＞児童の権利条約」http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html
- 「日本ユニセフ協会＞子どもの権利条約」http://www.unicef.or.jp/crc/
- 「NPO法人 子どもの権利条約総合研究所」http://homepage2.nifty.com/npo_crc/index.html
- 「ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト」http://www26.atwiki.jp/childrights/